

沖縄県土木建築部公告第3号

平成25年6月20日付沖縄県土木建築部公告第2号で公告した下記の業務を訂正するので、次の通り公告する。

平成25年6月28日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



記

1 入札を訂正する委託業務

沖縄県土木建築部公告第2号
空手道会館（仮称）新築工事基本設計委託業務

2 訂正内容

「公告第6 手続き等 (3) 参加表明書の提出等」及び「入札説明書 5 参加表明書の提出方法及び留意事項」について、次のとおり訂正する。

(訂正前)

参加を希望するものは、下記により配達証明付き書留で配達日指定郵便として郵送により提出すること。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(7) 配達指定日 平成25年7月3日（水）

(イ) 配達場所 上記(1)に同じ

(ウ) 提出書類 参加説明書による

イ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）

郵便等をもって平成25年7月17日（水）を予定する。

(訂正後)

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出すること

ア 配達証明付き書留配達郵便の場合

(7) 配達日 平成25年7月5日（金）

(イ) 配達場所 前記(1)に同じ

(ウ) 提出書類 参加説明書による

イ 持参による場合

(7) 提出期日 平成25年7月5日（金）17：00まで

(イ) 配達場所 前記(1)に同じ

(ウ) 提出書類 参加説明書による

ウ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）

郵便等をもって平成25年7月17日（水）を予定する。

様式第3号

沖縄県土木建築部公告土施第2号

簡易公募型プロポーザル方式総合評価型単体又は共同企業体発注に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成25年6月20日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1. 業務の概要

- (1) 業務名：空手道会館（仮称）新築工事基本設計委託業務
- (2) 建設場所：沖縄県豊見城市字豊見城地内
- (3) 業務概要：武道館兼展示場の基本設計
 - ・建物の概要

施設名称	空手道会館（仮称）
主な用途	武道場
延べ面積	約 4,566 m ²
敷地面積	約 18,000 m ²
- (4) 履行期限：契約の日から平成26年1月31日（金）まで。
- (5) 契約限度額：16,932,300円（税込み）以下で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2. 参加者に要求される資格

- (1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。）
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
 - ウ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。
 - カ 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。
- (7) 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - a 親会社と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしaについては、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- キ 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者については更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- ク 沖縄県内に営業拠点（本店）があること。
- ケ 企業単体で参加する場合、その企業に2名以上の一級建築士が所属していること。
- コ 実施方針及び評価テーマが適正であること。

(2) 実績の要件

参加希望者は以下の (ア) から (ウ) にすべての項目に該当する業務の実績（以下、業務実績）を有すること。

(ア) 平成15年4月1日以降に契約履行が完了した設計業務実績

(イ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績

(ウ) 以下を満たす施設の設計業務実績

- 建築物用途 問わない
- 主たる構造 問わない
- 延べ面積 1,000㎡以上
- 設計内容 基本設計又は実施設計
- 発注者 国、各都道府県、各市町村等の地方公共団体が発注者である委託業務

(3) 配置予定技術者の要件は下記による

- ア 管理技術者（※1）として一級建築士が配置できること。
- イ 各分野の主任担当技術者は（※2）、平成15年4月1日以降に完了した1件以上の業務実績を有していること。
- ウ 管理技術者は、過去6ヶ月以上にわたり参加希望者と直接的な雇用関係があること。
- エ 主任担当技術者は、沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に建築関係コンサルタントとして登録されている事務所に所属している者であること。
- オ 管理技術者及び主たる分担業務分野（※3）（建築分野）の主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。
- カ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。
- キ 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- ク 分担業務分野の主任担当技術者は、下記の表に掲げる各分野ごといずれかの資格を有すること

表

分担業務分野	資 格
建 築	一級建築士、二級建築士
構 造	一級建築士、構造一級建築士、二級建築士
電 気	建築設備士、技術士、一級建築士、設備一級建築士、一級電気施工管理技士、二級建築士、二級電気工事施工管理技士
機 械	建築設備士、技術士、一級建築士、設備一級建築士、一級管工事施工管理技士、二級建築士、二級管工事施工管理技士

- ケ 管理技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）の契約金額が4億円未満かつ件数が10件未満であること。
- コ 各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）の契約金額が2億円未満かつ件数が3件未満であること。
- サ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、1件以上の業務実績を有していること。

シ 分担業務分野のうち、「建築」を再委託しないこと。

ス 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が沖縄県の平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し登録された者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約約款」（平成12年6月2日土技第158号）第15条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は下記による。なお、参加表明書及び技術提案書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、別記様式9に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者は「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしてなければならない。

分担業務分野	業務内容
建築	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「構造」
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機」に係るもの

(4) 共同企業体を結成する場合は以下の要件を満たすこと。

ア 2者又は3者共同企業体とする。

イ 自主結成方式とする。

ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員ではないこと。

エ 代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者であること。

オ 構成員のうち、最小の出資者の出資割合は2者共同企業体の場合は30%以上、3者共同企業体の場合は20%以上であること。

カ 共同企業体の協定書が、参加説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

キ 管理技術者は、共同企業体の代表者に所属していること。

ク 共同企業体は、合計2名以上の一級建築士が所属していること。

ケ 共同企業体の代表者は、沖縄県土木建築部における平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿における建築関係建設コンサルタント業務区分において、建築一般又は意匠に登録している者であること。

(5) 業務実施体制に関する要件 参加説明書による。

(6) 参加者を選定するための基準等

上記によるもののほか、測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。詳細は参加説明書による。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 管理技術者等の業務実績
- (2) 管理技術者等の実務経験年数
- (3) 専門分野の技術者資格
- (4) CPDの取得単位

4 技術提案書の評価基準等

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 管理技術者等の業務実績実績

- (3) 管理技術者等の実務経験年数
- (4) CPD の取得単位
- (5) 業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

5 手続等

(1) 担当部局

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
沖縄県土木建築部施設建築課企画班
TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314

(2) 参加説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

- ア 交付期間 平成25年6月20日（木）から
- イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【沖縄県電子入札ポータルサイト】 <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/>

(3) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により配達証明付き書留で配達日指定郵便として郵送により提出すること。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

- (ア) 配達指定日 平成25年7月3日（水）
- (イ) 配達場所 上記(1)に同じ
- (ウ) 提出書類 参加説明書による

イ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）

郵便等をもって平成25年7月17日（水）を予定する。

(4) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、下記により配達証明付き書留で配達日指定郵便として郵送により提出すること。

ア 提出資格

5. (3). イに基づき、技術提案書の提出要請を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

- (ア) 配達指定日 平成25年8月6日（火）
- (イ) 配達場所 上記(1)に同じ
- (ウ) 提出書類 参加説明書による

ウ 技術提案書のヒアリング

- (ア) 期 間 平成25年8月12日（月）から平成25年8月16日（金）の間を予定する。
- (イ) ヒアリングの方法等 参加説明書による。

6 その他の留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。
- (3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。ただし、実施設計業務に係る予算が確保できた場合はこの限りではない。
- (4) 関連情報の問い合わせ先
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
沖縄県土木建築部施設建築課企画班
TEL 098-866-2416 FAX 098-867-3314
- (5) 本業務は建設用地の取得を前提としたものであり、用地取得の目処が立たない場合は契約をしない場合や、契約締結を延期する場合がある。

(6) 詳細は、参加説明書、沖縄県電子入札運用基準及び沖縄県土木建築部競争入札心得による。